

書評

フルセウエ 漢律拾遺 第一卷

Remnants of Han Law volume I.  
Introductory studies and annotated translation of  
chapters 22 and 23 of the history of the former  
Han dynasty, by A. F. P. Hulswé. Leiden, 1955.

内田智雄

われわれは一昨年(昭和三十一年)の七月から漢書の刑法志の  
翻譯にとりかかり、翌三十二年の七月に一応の翻譯を終えるこ  
とができた。そしてその翻譯は、いわゆる漢文直訳体ではなし  
に、理想としては高等学校の卒業生ならば、誰にでも理解され  
得るようなものでありたいと願ったのであるが、そうした念願  
が成功したか否かはおくとして、われわれは翻譯とともに、必  
要と思われる本文の注解と、異なるテキストに見られる本文の  
文字の異同等を校合し、それを同志社法学に五回にわたって  
掲載した。そしてこの五回にわたって分載した刑法志の訳文、  
注解、諸本における文字の異同等につき、さらに九月から三  
十三年の三月までの七ヶ月をかけて再検討し、なお意にみたな  
い点が多々存しはするけれども、時間の制約上、それをもって  
その翻譯を終えることとした。

漢書の刑法志は、われわれがテキストとして用いた王先謙の

漢書補注本によっても、僅々二十三葉にすぎない小篇である。  
にもかかわらずわれわれは、この翻譯にさる一年有半の日子を  
ついやしたわけである。そしてその間われわれは、毎週一回以  
上、毎回数時間以上を、実に勤勉に、この翻譯のためにのみささ  
げてきたわけであり、またこの翻譯に参与せられた六名の方々  
は、いづれもその方面のエキスパートと目し得る人々のみであ  
る。しかもなお上記の如く、この翻譯に多くの日子と努力とを  
かけざるを得なかったということは、われわれが将来この種の  
翻譯をしていく上に、ひとつの大きな示唆をあたえたものとい  
うことができると思う。古来漢文はわれわれの血肉として、わ  
が国の文化の中に夙に撰取されてきて、国文の重要な内包をな  
し、殆んど他国の文学や文字としては意識されていないのもの  
となつていくにかかわらず、改めて翻譯してみようとする、上  
記のようにその理解や表現の困難なことを、極めて深刻に体験  
させられるわけであつて、それはヨーロッパ語の古典の翻譯と  
は、質的に、あるいははすくなくとも比較的な意味においては、  
明らかなる相異があるということができると思う。そしてそう  
した意味での困難さは、われわれの語彙の貧弱さや、表現の拙  
劣さなどにもよるではあるけれども、第一には、漢文特に古  
典のもつ意味の曖昧さや、表現の不正確さなどに由来している  
こともすくなくと考えられる。そのためわれわれは翻譯に際し  
て、可能なかぎりいろいろな解釈を試みてこれを検討し、その最  
も妥当と思われる理解と、またそれにふさわしい訳語や表現を  
選択すべく努力したのであるが、これがわれわれの感じた困難

の最も大きなものひとつであったということができよう。われわれはこの翻訳に着手する以前において、すでにフルセウエ氏にこの訳業のあることを知っていたのであるが、真摯な意味で、氏の翻訳に期待をもつようになったのは、われわれが身をもってその翻訳の困難さを痛感するようになってからのことである。しかしそれも、もし率直ないいかたが許されるとすれば、難解な中国古典に対する外国人の翻訳に、従来必ずしも高い信頼や評価をあたえていなかった私自身としては、多分に好気心の交錯したものであったことをいなみ得ない。そしてまた私の心のそこには、難解な中国古典たりとも、われわれにとつては母国の古典に準ずるものであるという、明らかな先入主的な観念と、かかる翻訳に対しては、すくなくとも外国のシノロジストとの比較においては、中国文化との歴史的な関係上、たしかに一日の長をもつという、思いあがった優越観の存したことも事実である。われわれがこの書を始めて入手したのは、一昨年すなわち昭和三十一年の秋のこと、われわれの翻訳も、夏休み中の連日ないし隔日の研究会の強行によって、若干の進捗を見せ始めている頃であった。そしてこの書は、一九五五年に出版されているから、出版後ほぼ一年ほどを経て入手したことになる。

上記のような事情で、私はこの書に対して、当初からさほど大きな期待をもっていたわけでは決してなかった。たかだかわれわれの翻訳に対して、なにほどのかの参考になればよいという、きわめて真摯ならざる期待をもつてこの書を手にしたので

あるが、この書を一瞥するにおよんで、私は私の不遜な先入感も優越感も、一挙にして吹きとばされざるを得なかった。この書はもともと、漢書刑法志の翻訳を主要内容として出されたものではなく、表題の如く「漢律の拾遺」とその研究であつて、刑法志の英訳はその末尾をかざる労作にすぎない(三二一—三五〇頁までが刑法志本文の翻訳で、三五一—四二二頁までが注、四二三—四二八頁までが刑法志翻訳の附録)。

いま本書の目次を見るに次のとおりである。

#### 序文

#### 緒言

#### 漢帝国の行政組織

#### 先人の漢律研究

#### 漢律

#### 法の執行

#### 刑罰

#### 自然との調和

#### 死刑

#### 滅族

#### 饒享(かまゆで)と焼殺

#### 官刑

#### 重労働

#### 追放

#### 罰金

#### 官職の剝奪

不道と不敬

贖罪と降位

大赦

故意と怠慢

特別な階級

一、特権階級

二、奴隸

三、年令と性の階級

刑法志の翻譯に対する緒言

刑法志の翻譯

刑法志の翻譯の注

礼樂志(第一部)の翻譯

大体以上が本書の内容である。以下私は本書に対する文字通りの管見を、数条呈示して同様の参考に供したいと思う。

一、まず氏は上記の章節を論述するにあたっては、史記漢書後漢書その他漢代研究の基本的な資料を自由かつ縦横に駆使し、また極めて豊富な具体的な事例に即して考証されており、氏が漢代の専門家といわれているのも、まことに故なしとしないことを知らされるのであるが、同時にまたこの書が、短い年月やなみなみの努力でできたものでないことをも痛感させられるわけである。

一、資料や具体的事例や、また同一用語や類似の表現を呈示せられる時には、漢書については王先謙の漢書補注本の、後漢書については同じく後漢書集解の、それぞれ何枚目の表か裏かを

必ず明示されていて、便利であるとともに教えられるところが極めて多い。

一、氏の所論がことごとく具体的な事例に即してのものであり、かつその事例が豊富正確であるということは、氏が前後漢書や史記その他、漢代研究の諸文献を非常によくマスターしていられることを証示するものであるが、そのことはまた、氏が極めて数多く付されている注において見ることが出来る。すなわち注が綿密正確であるばかりでなく、その挙証引例もまた豊富であつて、同一述語や表現に対する妥当な解釈を見出す上に、便宜この上ないということが出来るが、これはやはり科学的組織的な研究のためのものであつて、われわれが他山の石としなければならぬところである。

いま一例を、古來その解釈に異説のある「約法」の語をとつてみると、氏は史記と前漢書から次の様な諸例をひいている(史記漢書の頁数は便宜省略する)。

興父老約法三章耳(史記高祖本紀、漢書高帝紀上)

初順民心作三章之約(漢書高帝紀下)

漢興除秦煩苛約法令(史記教文本紀、漢書文帝紀)

(因みに史記孝文本紀には「除秦苛政」とあり、文帝紀とは異なる)

漢興高祖初入關約法三章(漢書刑法志)

約法省禁(史記平準書、漢書食貨志上)

次於霸王以侯諸侯與秦民約法三章(漢書天文志)

(因みに漢書補注本には「次於霸王」の「於」は「于」に

なっている)

「除秦苛法與秦民約法三章耳(史記准陰侯伝、漢書韓信伝)

(因みに補注本には「秦民」の「秦」の字がない)

さらにまた氏は後漢書楊終伝の「秦政酷烈……高祖平乱約法三章太宗至仁除去収孳」を参考として引証し、また一九三一年の「訓政時期約法」の「約法」とはその語原を異にすることにまで言及している。すなわち氏は「約法」の語の広汎な用例を一々検討して、そして普遍妥当なこの語の正確な意義を決定しようとしていたが、このような考証の方法は、本書を一貫する実証的な研究法の一端を示すものであるということができらるであらう。

一、氏の漢律研究の参考書は、「先人の漢律研究」の注にあげられているが、それによればわれわれが漢律の研究をする上に、必須と思われるものはことごとく網羅し、かつ読了されているものの如くであつて、その片鱗は本書の随書にこれを見ることができらる。

中国人の研究としてあげられているものは、沈家本の漢律摭遺、張鵬一の漢律類纂、杜貴墀の漢律輯証を始めとして、程樹徳の漢律考、薛允升の漢律輯存その他があげられており、比較的新しい漢律研究の資料としては、王国維の流沙墜簡や勞榦氏の居延漢簡考釈などがあり、日本の漢律研究としては、浅井虎夫の「支那に於ける法典編纂の沿革」や、貝塚茂樹氏の「漢律略考」(桑原博士還暦紀念東洋史論叢)や滝川政次郎氏の「近世の漢律研究について」などがあげられ、法制史関係としては陳

顧遠の「中国法制史」を始として、浅井虎夫の「支那法制史」や仁井田陞氏の「中国法制史」などがあげられている。その他、必要に応じて本書の随所に引証せられている書物は、まったく驚嘆にあたいするほど範囲がひろく、かの「漢籍国字解全書」の如きもそのひとつであるが、それぞれそのよいところを採択して、自家築籠中のものとされていることは、まったく敬服の至りであるというほかはない。

一、刑法志の翻譯は分量的にも本書の主要部分をなすものではなく、本書の面目はまさしく漢律の研究に存するというべきであるが、しかしこの刑法志の翻譯に、相当以上の苦心と努力とを傾注せられたであろうことは、われわれが刑法志の翻譯の際に坐右にそなえて、ことあるごとに氏の英訳を参照し、またその注解を利用してもらつて、その間、いちじるしい誤訳と思われるものは、殆んど一個所も存していなかったと信ぜられる事実によつても立証することができると思ふ。

× × ×

石田幹之助氏が最近の「東方学」(昭和三十二年十二月号)に JAS, XVI, 2, Feb. 1957 に寄稿せられた Dr. Frederick W. Mote の Asian studies in Holland によつてオランダにおける東洋学の近況を報せられているが、その中に本書のことおよび著者フルセウエ氏のことと言及せられている。

それによるとフルセウエ氏は、オランダにおける支那および日本研究の事実上の中心である支那学研究所 Sinologisch Instituut の所長であり、またライデン大学の教授を兼任して

いられるようである。氏は漢代史を専攻しておられ、この書「漢律拾遺」の第一部は、学界に好評を博しているとのこと、まことにさもありなんと肯づけられる。そして近く本書の第二部の出版されることが報ぜられているが、その第二部とは何を内容とするものであろうか。

本書(すなわち第一卷)には上記の如く、刑法志の翻訳と礼楽志の第一部の翻訳が含まれており、従つてこの目次からは礼楽志の一部のみが訳出せられており、本書の第二部には、当然に礼楽志の残余の部分の翻訳や研究が含まれるであろうことが予想されるのであるが、著者の上記のような目次にもかかわらず、礼楽志の翻訳は本書(第一卷)においてすでに完結しているのである。すなわちいま礼楽志の訳文についてみると、補注本の七枚の裏、「今学者不能昭見、但推士礼以及天子、説義又頗謬異」までが訳されており、次は行を改めて一躍礼楽志末文(補注本三七枚表三行目)の、「今海内更始、民人帰本、戸口歳息、……今大漢継周、久曠大儀、未有立礼成樂、此賈宜仲舒王吉劉向之徒、所為發憤而增嘆也」にいたつており、その間補注本でおよそ三十枚ほどの翻訳が省かれている。そしてかく礼楽志の翻訳が大量にわたつて省略されている理由を、氏は翻訳の注の(94)において次のように述べている。「ここから礼楽志の三七枚表まで、班固は音楽のことを論じている。そしてこの部分はどこではわれわれに関係がない。すなわちこの部分は、神話的なものもろの天子のちまひまな種類の音楽について述べたもので(補注本八枚表から九枚裏まで)、礼楽志に

載せられている「郊祀歌十九章」のうち、第十七の「朝隴首」と第十九の「赤蛟」の両詩は、シャパンヌの翻訳にかかる史記卷三、605—629に訳されており、補注本の三五枚表から三六枚裏までは、音楽家の編成についての若干の態様を述べたもので、三七枚の表三行目から、すなわち上記の「いま海内は更始し、民も人も本に帰す」以下が礼楽志の結論であるから、上記の部分の翻訳を省略するというのである。

従つて本書の第二部は、礼楽志の続訳ではなくして、第一卷の「漢律拾遺」の書名にふさわしく、漢律研究の続編であることは疑いない。そして、その上梓の速やかならんことを俟つのは、ひとり筆者のみでないことは明らかである。

なお氏の Hulsewé とつう名は、石田幹之助氏も Hulsewé とのみ記されていて、片カナでいかに表出すべきか明らかでないが、ここではかりにフルセウエとあらわしておくこととした。